

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 1 月 5 日 (金) 第478号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧 (自然保護課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4

公 告

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告 (自然保護課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第1号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 特別保護地区の名称
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域

肝属郡南大隅町佐多馬籠地内における大隅森林管理署国有林3132林班と南大隅町（旧佐多町）民有林50林班との境界線と佐多岬ロードパークとの北側の交点を起点とし、同点から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と同国有林3132林班か小班、同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林3132林班か小班と同林班わ小班及び同民有林50林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同国有林3132林班か小班と同民有林50林班との境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と批榔島の小平瀬東端、ツブキ東端及び女瀬南端、大輪島の黒瀬東端及びセジリ南端、タツキリ西端、めがね横瀬西端並びに角崎西端とを順次に直線で結んだ線を角崎西端方向へ進み同西端に至り、同西端から海岸線を海岸線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線上に設置してある佐多岬鳥獣保護区特別保護地区2号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同国有林3132林班と南大隅町民有地との境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで（8 年 7 月間）

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は大隅半島の南端部に位置し、陸地のほとんどが森林で広葉樹林も多く、また、亜熱帯性の植物が多く群生し鳥獣類の生息しやすい状況にある。特に佐多岬周辺は、全国のサシバが渡南する際の集結地となっており、また、枇榔島はオオミズナギドリの繁殖地となっているなど、鳥獣類の生息環境として優れている。このようなことから当区域はこれまでも鳥獣保護区として指定されてきた経緯があり、今後も引き続き森林に生息する多種多様な鳥獣の保護を図るとともに、その生息環境の保全を図るため、第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区特別保護地区に指定し、地域における生物多様性の確保に資することとしたい。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

6 縦覧期間

令和 6 年 1 月 5 日から同月 18 日まで（2 週間）

7 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、6 に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課

鹿児島県告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ふじ薬局加治木店	始良市加治木町木田 410-1	令和 6 年 1 月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
スマイル薬局	出水市野田町下名 6911	令和 6 年 1 月 1 日	育成医療・更 生医療
イルカ調剤薬局国分店	霧島市国分向花 112-1	令和 6 年 1 月 1 日	育成医療・更 生医療
マイティ薬局	鹿屋市西原二丁目 35 番 5-1 号	令和 6 年 1 月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第 4 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年1月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月5日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 塩田康一	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	肝属郡南大隅町根占横別府大鹿倉国有林3072林班い1林小班地先から3080林班ろ林小班地先まで	前	12.9～47.6	302.9
			後	19.0～47.6	300.0
		肝属郡南大隅町根占横別府大鹿倉国有林3080林班ろ林小班地先から3075林班た林小班地先まで	前	6.8～35.5	1,159.1
			後	6.8～35.5	1,159.1
		肝属郡南大隅町根占横別府大鹿倉国有林3075林班た林小班地先から同町佐多伊座敷大中尾国有林3074林班る林小班地先まで	前	7.3～36.3	876.8
			後	7.3～36.3	876.8
後	16.6～164.1	620.0			
肝属郡南大隅町佐多伊座敷大中尾国有林3074林班る林小班地先から3085林班へ林小班地先まで	前	8.9～34.3	830.3		
	後	8.9～34.3	830.3		
後	19.8～117.7	660.0			
肝属郡南大隅町佐多伊座敷大中尾国有林3085林班へ林小班地先から同町佐多伊座敷数字永山5929番504地先まで	前	7.5～63.0	1,992.1		
	後	11.0～123.2	1,920.0		

鹿児島県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年1月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月5日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 塩田康一	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字小廣423番1地先内	前	8.5～11.3	12.8
			後	7.9～7.9	12.8

鹿児島県告示第6号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和6年1月5日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南さつま市	急・柿本 1

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第 7 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・落 3, 急・国見 6, 急・木口屋 3, 急・木口屋 4, 急・木口屋 5, 急・金山 15, 急・金山 16, 急・金山 17, 急・金山 18, 急・田布川 16, 急・道野 8, 急・宝寿庵 19, 急・宝寿庵 20, 急・宇都 20, 急・宇都 21, 急・小園 8, 急・田布川 17, 急・宝寿庵 21, 急・木場 14, 急・通山 7, 急・山口 9, 急・山口 10 及び急・松下 8
	南さつま市	急・鞍掛 1, 急・柿本 1, 急・友清塚 1, 急・菱牟田 1, 急・小山 1, 急・松原 1, 急・園山 1, 急・小原ノ原 1, 急・鮎川 1, 急・鮎川 2, 急・鮎川 3, 急・宮ノ後 1 及び急・宮ノ後 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	枕崎市	急・落 3, 急・国見 6, 急・木口屋 3, 急・木口屋 4, 急・木口屋 5, 急・金山 15, 急・金山 17, 急・金山 18, 急・田布川 16, 急・道野 8, 急・宝寿庵 19, 急・宝寿庵 20, 急・宇都 20, 急・宇都 21, 急・小園 8, 急・田布川 17, 急・宝寿庵 21, 急・通山 7, 急・山口 9, 急・山口 10 及び急・松下 8
	南さつま市	急・鞍掛 1, 急・柿本 1, 急・友清塚 1, 急・菱牟田 1, 急・小山 1, 急・松原 1, 急・園山 1, 急・小原ノ原 1, 急・鮎川 1, 急・鮎川 2, 急・鮎川 3, 急・宮ノ後 1 及び

急・宮ノ後 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

令和 6 年 1 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 日時
令和 6 年 1 月 30 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 場所
南大隅町役場佐多支所 3 階大会議室（肝属郡南大隅町佐多伊座敷 3844 番地）
- 3 案件
佐多岬鳥獣保護区特別保護地区（区域 南大隅町の一部，期間 8 年 7 月間）の指定について